

映画會館職員労働争議

- 一、所 在 地 八幡市通町九丁目
- 二、事 業 主 館主 菅 貞 秋
- 三、資 本 金 二十萬圓
- 四、従 業 員 数 十六名（内女七名）
- 五、争議参加数 十二名（内女六名）
- 六、關係労働団体 全九州聯合會（指導）
- 七、争議發生年月日 昭和十二年五月五日
- 八、同 解決年月日 同 五月七日
- 九、發 生 原 因

物價騰貴せるも賃金上らざる爲不満を有し居りたる映寫技士並辯士は密かに策動他の従業員を糾合し五月五日晝夜の交代時に突如罷業を敢行したるに因る。

十、要 求 事 項

- 1、現在支給の月給三割増給せられたし
 - 2、月給制度確立されたし
 - 3、日曜祭日早朝出勤手当支給せられたし
 - 4、解雇手当制定されたし
 - 勤続一年に付月給一ヶ月分支給されたし
 - 月給額は十二ヶ月を以て分割支給すること
 - 退職の場合解雇手当の半額を支給されたし
 - 5、専従従業員を増員されたし
 - 6、本争議に於て犠牲者を出さざること
 - 7、本争議費用並に給料館主負担とされたし
- 追記 本款願事項は三館共通